

答 申

諮問第153号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別表1に記載する公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った別表2の（1）に記載する非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年4月6日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、別表2の（1）及び（2）に記載する非開示決定を行い、平成27年4月21日付け総第04070005号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年5月11日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、別表2の（1）に記載する非開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、部分開示等の開示は可能であり、本件処分を取り消し、適正な開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件に係る異議申立人による情報は、業者である法人の情報であって、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は事業を営む個人の情報であると言っているのである。
- (2) 理由説明書において、条例第7条第2号及び第11条第2項あるいは第10条を挙げているが、本件開示情報は異議申立人が提出した証拠資料記載の通り個人の情報ではない。
- (3) 実施機関は、事務連絡により、保有個人情報の開示請求を行うよう指示しているが、異議申立人は事業者であり、事業者は開示請求をすることができない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

提出された公文書開示請求書の記載内容から請求の対象は、諮問第125号における答申に関して、異議申立人と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が特定の個人であると審査会が判断した理由が分かる情報を求めていると考えた。そのうち、異議申立人が特定の個人であると判断した理由が分かる情報については、特定の個人が公文書開示請求を行ったか否かに関する情報であり、存在しているという決定を行えば条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなり、また存在しないという決定を行っても、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定による開示請求を拒否する非開示決定を行った。

なお、実施機関は異議申立人に対し、「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」に関し、保有個人情報の開示請求を行っていただきたい旨、事務連絡により通知を行ったが、保有個人情報の開示請求はされなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は別表1のとおりであり、そのうち、本件処分の対象公文書は、諮問第125号における答申に関し、審査会が異議申立人を特定の個人であると判断した理由が分かる情報が記載された公文書であると認められる。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件処分の対象となる公文書について、条例第10条により、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき情報を開示することとなるため」との理由で非開示決定を行った。

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

諮問第125号における答申に関して、異議申立人を特定の個人であると判断した理由が分かる情報は、特定の個人が公文書開示請求を行ったか否かに関する情報であり、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人に関する情報に該当する。

また、特定の個人が行った公文書開示請求に関する情報の存否を答えることは、特定の個人が公文書開示請求を行ったという事実の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

よって、実施機関が、本件開示請求に対し、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

なお、異議申立人は、自らが事業者であり、事業者は保有個人情報の開示請求をすることができない旨主張しているが、当審査会は、保有個人情報の開示請求について審議する機関ではないため、当該主張の是非については当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年5月26日	○諮問（実施機関）
平成27年6月12日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年6月22日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年7月11日	○審議
平成29年9月4日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成29年9月25日	○審議
平成29年12月5日	○審議

平成29年12月19日	○審議
平成30年1月11日	○審議
平成30年1月31日	○審議
平成30年2月14日	○審議

別表 1

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成27年4月6日	平成27年3月19日付け和情審第6号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第125号5頁14行目において「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」としているが、異議申立人と〇〇〇〇〇〇〇〇が特定の個人であると判断した理由が分かる情報。(因みに、異議申立人は消防保安課産業保安班に提出した証拠資料記載の通り事業者である。)

別表 2

処分の内容

	処分	公文書の名称
(1)	平成27年4月21日付け総第04070005号による非開示決定	平成27年3月19日付け和情審第6号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第125号5頁14行目において「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」としているが、異議申立人が特定の個人であると判断した理由が分かる情報。(因みに、異議申立人は消防保安課産業保安班に提出した証拠資料記載の通り事業者である。)
(2)	平成27年4月21日付け総第04070005号による非開示決定	平成27年3月19日付け和情審第6号和歌山県情報公開審査会会長森口佳樹諮問第125号5頁14行目において「本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。」としているが、〇〇〇〇〇〇〇〇が特定の個人であると判断した理由が分かる情報。(因みに、異議申立人は消防保安課産業保安班に提出した証拠資料記載の通り事業者である。)